

総基環第 196 号
令和 3 年 10 月 29 日

各総合通信局長 殿
(電波監理部、信越及び北陸にあっては無線通信部)
沖縄総合通信事務所長 殿

総合通信基盤局
電波部電波環境課長

持ち運び可能な電源装置を用いた電力線搬送通信設備の実験の取扱いについて (通達)

標記について、内閣府における国家戦略特別区域に係る提案募集プロセスにおいて地方公共団体から提案を受けた、持ち運び可能な電源装置と電力線搬送通信設備を使用して配管内又は水中のロボット等と信号のやり取りを行う実験を迅速に行いたいとするニーズに対し、同特別区域以外の地域を含め全国において円滑に対応するため、地中・水中での電力線搬送通信設備の利用に対応した制度改正（令和 3 年 6 月）も踏まえつつ、当該実験の取扱いを、下記のとおり定めたので、よろしく取り計らわれない。

記

1 対象の設備

屋外等において持ち運び可能な電源装置に直接接続される電力線を使用し、負荷側において 2MHz から 30MHz までの周波数の搬送波により、信号の送受信を行う電力線搬送通信設備であって、配管内又は水中のロボット等と制御装置等の間で信号の送受信を行う実験に用いる実験用電力線搬送通信設備を対象とする。

2 申請の処理

当該実験用電力線搬送通信設備の設置申請の処理に当たっては、実験に係る計画書に記載された実験設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠に関して、当面次の事項について確認することにより、その速やかな処理に努めることとする。

なお、本事項が確認された場合には、模擬環境等を用いた予備実験の実施を申請時に求めないこととする。

【確認事項】

配管内（地表・地中にあるものに限る。）又は水中のロボット等と制御装置等の間の電力線における電力線搬送通信設備の利用であり、配管内又は水中以外の部分の電力線は必要最小限となっていること。